

東村山市立八坂小学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめほどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

① いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

② 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す。

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

③ 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1)「学校いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

(2)「学校いじめ対策委員会」の取組内容

- ① いじめが疑われる状況を早期にとらえ、迅速かつ的確に解決できるよう組織的対応を図る。
- ② 別紙 八坂小学校いじめ対策委員会年間活動計画表に従い、未然防止・早期発見、早期対応の取組が効果的に実施できるよう検討を行う。

(3)スクールカウンセラーの役割

- ・第5学年児童に対して年度当初に全員面接を実施する。
- ・学級担任による児童との二者面談に際し、効果的な面談を行えるよう面談の手法などについて助言する。
- ・日常的な相談活動や児童観察を通じていじめに結び付くと疑われる情報を学校いじめ対策委員会に報告する。
- ・いじめによる心理的ストレスを軽減するための被害児童、その保護者へのケアを行う。
- ・加害児童に対する心のケアを必要に応じて実施する。

(4)「学校サポートチーム」の構成(役職等)

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係学年担任により構成する。必要に応じて、ソーシャルワーカー、東村山市教育相談員、子ども家庭支援センターワーカー、東村山警察スクールサポーター、主任児童委員等の方々にも支援いただく。

(5)「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・重大かつ継続して指導・観察が必要なケースについての全校的な対応に関する協議を行う。
- ・関係諸機関との連携によるいじめの未然防止、解決を図る。
- ・いじめに即応し、解決するための指導体制等に関する課題について検討する。

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

児童をいじめに向かわせないために、「規律」「学力」「自己有用感」の3点を重視する。「前向きに授業に臨み、基礎的な学力を身に付け、自分は認められているという実感を持った子供」を育てるため、以下の取組を実施する。

① 授業づくり

- ・児童にとって分かり易い授業を工夫することで主体的な学習態度を養う。また、自他の考えを交流し合わせることによって学び合いの大切さを実感させる。
- ・登校後に「朝学習」の時間を設定する。落ち着いた朝のスタートを切り、その後の学級指導や1校時の始業を落ち着いて迎える態勢を整える。
- ・「八坂小学習のきまり」の徹底を図る。教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を位置付ける。
- ・道徳の授業において、児童と担任との信頼関係を基盤に、道徳的価値について考え、他者との関係性において自分の在り方を振り返らせる。
- ・年間3回いじめに関する授業を行う。併せてふれあい月間の全校的取組の充実を図る。

② 集団づくり

- ・学級活動を通して、個々の役割や責任について体験的に学ばせ、学級集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

- ・いじめ撲滅に向けた意識の高揚を図り、児童会等の取組への支援を積極的に行う。子供自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。
- ・異学年交流、特別支援学級との交流をさらに推進する。

③ 家庭、地域との連携・協力

保護者に対し、ア自己有用感を育むための対話の在り方、イ規則正しい生活習慣の確立、ウ家庭学習の習慣化についての意識啓発を図る。家庭教育の手引書を活用する。

④ 感染症等に関する人権への配慮と対応

感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対応や治療にあたる医療従事者等に関係する児童に対して、偏見や差別、いじめが起きないように、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組むと共に、不安やストレスを抱えている児童がいる場合には、スクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて関係諸機関と連携を取りながら対応する。

⑤ SNS でのいじめやトラブルの未然防止のため、5・6年を対象に外部講師を招いて安全教室を実施する。保護者にも講座に参加を促すとともに保護者会等でも呼びかけていく。

(2) 早期発見のための取組

① いじめについてのアンケート調査の実施

アンケート調査を実施し、分析、活用を図り、児童間の関係性、いじめ発生の有無を把握する。

② カウンセラーによる児童面接

児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数が増える5年生についてはスクールカウンセラーによる面接月間を設ける。

③ 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察

児童とのさりげないコミュニケーションや観察等を通して、児童の状況観察を行う。児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげる。

④ 情報の確実な共有

いじめが疑われる状況を発見した場合、発見者は学年主任・生活指導主任・管理職に速やかに報告する。情報の蓄積を重視し、複数の教員、周囲の子供やその他児童間の関係性を知り得る者から多面的に情報の収集にあたる。学校全体で児童を見守っているというメッセージを被害児童に発する。

(3) 早期対応のための取組

① 把握した情報に基づく基本方針の策定

いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、場当たり的な対応とならないように、学校全体で対応方針を共有する。

② 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

想定される以下の内容について内容、手順、分担を決定する。

- ・被害児童の安全確保
- ・いじめを伝えた子供の安全確保
- ・具体的な被害状況の確認

- ・被害児童を取り巻く児童の状況把握
- ・SCによるケア
- ・加害児童の観察・指導
- ・被害児童保護者への方針説明・協力要請
- ・PTAの協力
- ・学校サポートチームとの連携
- ・保護者会開催の必要性検討

③ 被害児童の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

被害児童の安全確保、心の安定を優先させる。被害児童の状況に応じて授業時間や休み時間を利用した複数の教員による声掛けや朝会等を利用した被害児童の情報共有、登下校時の付き添い等を実施する。児童が抱える精神的なダメージの状況を把握し、苦痛を和らげるため、スクールカウンセラーを活用する。

④ 加害児童への取組

いじめをやめさせ再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底させる。行ったいじめ行為の悪質さ、相手にどんな被害を与えたか等について十分に振り返らせたのち、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。いじめ行為を繰り返している子供に対しては、保護者と協力を得ながら関係諸機関とも連携を図り改善を図るための具体的・継続的な方策をとる。

⑤ 周囲の子供への取組

被害・加害の関係が入れ替わり他の子供がいじめに巻き込まれることがないかどうか、児童の関係を注意深く見守る。また、勇気をもって教員等にいじめを伝えた児童を守り通すことを児童に宣言し、理解させる。

⑤ その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携）

暴行や金銭強要等の犯罪行為などが疑われる場合は、迅速かつ円滑に対応できるよう、警察や児童相談所、子ども家庭支援センター等と情報を共有し、対応策を協議する。

（４）重大事態への対処

重大事態が発生した場合、最悪のケースを回避するため緊急避難措置を含め学校サポートチームを中心に組織的、迅速な対応を図る。

① 緊急避難措置

まず、被害児童が安心して学習できる環境を確保する。児童の状況、学級の状況に応じて別教室での指導の実施や保健室登校等の対応をとる。この他の対処として、

- ・事実関係把握のための調査実施 / 対応策協議
- ・関係諸機関への協力要請
- ・東村山市教育委員会への報告
- ・加害児童への指導等について、優先順位を決め着実に実施する。

② 保護者との連絡、相談

被害児童の保護者には事実に基づき正確な状況説明、対応策についての説明を行う。保護者の理解

を得、対応策を着実に実施する。対応の成果を含め進捗について保護者に説明を行う。

③ スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。被害児童の保護者が大きなストレスを感じることを想定されることから、保護者の心のケアも積極的に行う。

4 校内における研修体制

年間3回のふれあい月間に合わせ職員研修を実施する。いじめ対策委員会が各回のテーマを設定し実施する。テーマについては、ふれあい月間における指導の充実を図るために、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の観点から、研修実施時における学校内外におけるいじめの状況を踏まえ、設定する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で、見直し実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び、保護者への学校評価アンケートを実施（9月・1月）し、生活指導部・いじめ対策委員会でいじめに関する取組への検証を行う。

八坂小学校いじめ対策委員会年間活動計画表

R7.4 現在

	未然防止・早期発見の取組		早期対応の取組		重大事態への対処	
4月	◆校内研修①の計画、実施	◆教育相談体制の整備（月毎の相談日の設定） ◆児童のトラブルに関する情報収集 ◆取組の進捗状況確認	◆児童のトラブルや気になる様子 の情報収集 「誰が、誰に、いつ、どのよ うに、どこで」 ↓	◎教職員間の情報共有を図り、解決の方向性を明確にして対応。◎迅速に対応する。	重大事態発生 …… いじめやいじめの疑いをきっかけとした欠席が三十日を越えて続いた場合等。 ◆被害児童の保護 ◆東村山市教育委員会への報告 ◆事実関係把握のための調査実施 ◆対応策協議 ◆加害児童への指導 ◆関係諸機関への協力要請	
5月			◆実態把握の方法検討 方策・役割分担 ↓			
6月	◆学校便りで取組周知 ◆ふれあい月間（いじめに関する授業） ◆「いじめ実態調査」の実施・集約・確認・共有		◆実態把握 ↓ ↓			いじめ認知/いじめにつながる可能性有 ↓ ↓
7月	◆いじめ実態調査（都教委）回答・取組改善		◆児童、学級の状況確認 ◆対応方針策定・役割分担			<対応> ・被害児童の安全確保 ・SCによるケア ・いじめを伝えた児童の安全確保 ・加害児童の観察・指導 ・学校サポートチームとの連携 ・保護者会開催 ・PTAの協力
8月	◆校内研修②の計画、実施					
9月						
10月						
11月	◆ふれあい月間（いじめに関する授業） ◆「いじめ実態調査」の実施・集約・確認・共有 ◆学校便りで取組周知					
12月	◆学校評価による実態把握					
1月	◆校内研修③の計画、実施					
2月	◆ふれあい月間（いじめに関する授業） ◎見落としがないよう児童の関係を注視する。 ◆「いじめ実態調査」の実施・集約・確認・共有 ◆学校評価 計画・実施・検証 ◆学校便りで取組周知					
3月	◆次年度年間取組計画作成					